

法令遵守規程

令和2年4月

いく歩デイサービス北園田

法令遵守規程

第1条（本規程の目的）

この規程は、株式会社 pleram（以下当社という）におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。

第2条（定義）

コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、当社の役員・従業員に適用する。

第4条（法令順守責任者および推進体制）

1. 当社は、本規定の実施について責任を負う「法令順守責任者」として代表取締役社長を任命する。また「副法令順守責任者」として事業所所長を任命する。法令順守責任者は、本規程の各項目を推進するため、必要に応じて「各条項責任者」を指名できる。
2. 本規程の運営統括部門は、株式会社 pleram とする。
3. 本規程の管理のための事務局は「コンプライアンス委員会」とする。

第5条（内部通報制度）

1. 当社は、本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報（以下、リスク・コンプライアンス情報）に接した役員・従業員が、その情報を法令順守責任者および副法令順守責任者に直接提供することができる内部通報制度を構築する。内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」を同本社に設置・運営する。その利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面談とする。
2. 内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取った法令順守責任者または副法令順守責任者は迅速、且つ適切に対応する。
3. 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。
4. 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・従業員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

第6条（行動規範）

1. 求職者・顧客 に対して

- ①法令および契約を遵守するとともに、顧客のニーズを尊重し、顧客に満足いただける各介護サービスを提供するよう努めること。
- ②サービスの提供においては、顧客に対し、情報提供を適切かつ迅速に行うとともに、顧客のご要望、ご相談に誠実、迅速かつ的確にお応えすること。

2. 従業員に対して

- ① 個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わない。
- ② 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、能力向上のために自己研鑽に努める。
- ③ 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努める。
- ④ 創造的、効率的かつ安全で快適な職場環境を実現するよう努める。
- ⑤ 清潔な職場環境を維持し、労働災害の防止に努める。また、自らの健康づくりに努める。

3. 営業活動および情報の管理

- ① 誠意をもって全ての顧客に公正かつ公平に接し、適切な介護サービスを行うこと。
- ② 法令遵守はもとより、健全な介護介助、高齢化社会の通念に沿った活動を行うこと。
- ③ 第三者に関する情報は正当な方法で入手すること。また、職業安定法により守秘義務が課せられていることを良く理解し、所定の手続を経ないでこれらを他の第三者に開示、漏洩しないこと。
- ④ 個人情報保護を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
- ⑤ 求人者に関する情報も守秘義務の対象であることを良く理解し、所定の手続を経ないでこれらを他の第三者に開示、漏洩しないこと。

4. 社内情報・会社財産の尊重

- ① 在職中または退職後を問わず、会社情報を所定の社内手続を経ないで開示、漏洩しないこと。
- ② 在職中または退職後を問わず、会社情報を不適正に利用することにより、会社に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。
- ③ 入社前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報を会社へ開示しないこと。
- ④ 個人情報保護を、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
- ⑤ 未公表の会社情報に基づき、インサイダー取引を行わないこと
- ⑥ 会社財産を私的に流用しないこと。

5. 広報・広告活動において

- ① 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
- ② 社外広報活動においては、関係する地域のお客様、投資家、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。
- ③ 新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者や投資家、金融機関等と接触し情報を開示する場合は、事前に上長の了解を得ること。
- ④ 顧客に対し、会社の知名度向上を図り、また、会社に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展と販売促進のための環境作りを行うこと。
- ⑤ 他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- ⑥ 政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

第7条（教育及び研修）

原則年に1度、事業所所長が事業所会議にて法令遵守に関する研修を実施するものとする。
またその頻度は、必要に応じて対処するものとする。

第8条（規程の改正）

本規定の改正においては、コンプライアンス委員会で事前に協議した上で、代表取締役社長が立案し、株式会社 pleram 取締役会において決議する。

第9条（懲戒処分）

当社の役員・従業員が、本規程内で禁止している行為を行った場合、懲戒の対象となり、コンプライアンス委員会で対象行為における見解をまとめた上で、賞罰委員会の決定により、就業規則に基づき以下の処分を行う。

1. 口頭注意
2. 譴責（けんせき）
3. 減給
4. 出勤停止
5. 懲戒解雇

第10条（施行）

この規程は令和2年4月1日から施行する。

